

# 熊川村の村明細帳類

## はじめに

東京都教育委員会が、昭和五三・五四年度に実施した村明細帳類の調査は、当時としてはかなり詳しい所在状況を示してくれた。その報告書（『東京都古文書〔村明細帳〕報告書―目録編―』昭和五六年、都教委）に収められた総点数は八三九、その多くは多摩郡であるという。旧御府内Ⅱ御朱引内の市街部を除き、かつ近・現代における都市化の進行が緩慢であった地域、あるいは震災や戦災の被害が比較的少なくて済んだ地域の、旧宿村部が、古文書の伝存にとって好都合であったということの反映でもあろう。しかしリストアップされた村明細帳類は、市町村によってかなりの精疎がある。それは恐らく、この調査の前提となるべき基本調査（例えば市史編さんにおける古文書類の所在調査等）の有無に

よるもので、調査者には失礼であるが、実際の明細帳類の存否を、そのまま示しているとも思われなかった。

例えば福生市については、旧熊川村三点、福生村二点の五点しかあげられていない。確かに数年以前までは、この程度までしか、われわれも把握していなかったのかも知れないが、現在は熊川村についてだけでも、一三点（一種）の存在が確認できる。もっとも福生村については、筆者の不明にしてまだ二点のみであるが、市内の古文書研究者の中には、それ以上の所在を確認されている方がいるかも知れない。いずれにせよこの調査は、東京都全体の所在傾向を知り、あるいは村明細帳・村鑑類の書上年代などを、広域的に把握するためには、きわめて有効であった。だが各市町村に具体的に即してみると、かなり粗いといわねばならない。さらに目録以上の内容検討となると、おのずから

## 北原 進

又別である。

まず、熊川村の村明細帳類は、次のとおりである。

- 1 宝暦一〇年 村方明細帳（石川酒造文書）
  - 2 明和五年三月 村鑑帳下書（石川酒造文書）
  - 3 天明六年四月 村鑑帳（石川酒造文書）
  - 4 寛政一一年一二月 御料私領村内様子取調書上帳（石川酒造文書）
  - 5 寛政一一年カ （熊河村明細書上帳・部分）（浜中輝夫家文書）
  - 6 寛政一二年正月 御勘定様御廻村ニ付村内様子取調帳（石川酒造文書）
  - 7 文化元年三月 御尋ニ付書上帳（石川酒造文書）
  - 8 文化一三年六月 村方明細帳（石川酒造文書）
  - 9 文政四年五月 村差出明細書上帳下書（石川酒造文書）
  - 10 天保七年 村高并四品渡世書上帳（石川酒造文書）
  - 11 天保一四年 村方明細帳下書（内出英雄家文書）
  - 12 明治元年一二月 村方明細書上帳控（石川元八家文書）
  - 13 明治三年 村差出明細書上帳写（内出家文書）
- なお福生村の二点は次の通り。
- 1 享保一十九年八月 村差出し明細帳下書（横田寿照家

文書）

2 寛政一一年七月 村方様子銘細書上帳（横田家文書）

このほか記載内容を補いうるものとして、周知のごとく『新編武蔵風土記稿』があり、熊川村は多磨郡之三十一拝島領に、福生村は多磨郡之二十小宮領の条にみえる。同じく『武蔵名勝図会』多磨郡之部にも両村の記載がある（ともに拝島領に収められているが、拝島領・小宮領の所屬を否定し、滝山領内を必然とし、古称は福生郷のうちとしている）。さらに編さん時期は下るが、明治一一年七月脱稿・斎藤真指編「熊川村誌稿」「福生村誌稿」があり、いま青梅市史料集第二十四号『皇国地誌・西多磨郡村誌（四）』（青梅市教委、昭和五四年）に収められている。

以下、右にあげた熊川村明細帳類のうち、これまで管見に入ったものの概要を紹介しながら、それぞれの性格を検討する。いずれも近世中後期に属するものであるが、旧村で一〇点以上の村明細帳類が存在するところは、さほど多くはない。各資料間の記述の異同を比較するのみならず、近隣の同様な例と比較する上でも必要な作業と思われるからである。

### 一 宝暦・明和の村明細・村鑑

1 宝暦一〇年『村方明細帳』

宝暦一〇年九月二日、第一〇代將軍徳川家治が就任する

にさいして、幕領村々に派遣された巡見使に差出された村明細帳の控である。多摩郡村々を廻村した巡見使は、はじめ市川長五郎・河原七左衛門・深津伝藏とその一行で、一〇月二日羽村泊り、三日は拝島昼休み、下谷保村泊りで通過していった。ついで御使番板橋与五左衛門・長谷川藤右衛門・三上与九郎の三人が、一〇月一〇日夜八王子泊り、一日朝四ツ拝島着、昼休みの後、青梅へ向った。巡見使の派遣は、各地の村方の査察もさりながら、新將軍の使徒が權威を百姓に示すことに意味があり、村々にとってはほとんど通過するにすぎなかったが、村役人は先触による準備調達から事後の会計まで忙殺されたらしい。

宝曆一〇年九月『御巡見一件覚帳』（石川酒造文書第一巻所収）によると、先行した巡見使に差出すべき書類として「村入用帳、寅卯両年分、并村高相記認置、御巡見方へ御好有之候ハ、可被差出候」とあり、また「村方明細帳」と二年分の「上納物并村入用書上帳」の雛形が示されている。天領分の村入用帳は本来代官所に提出してあり、提出書類の後者は、年貢諸掛り物および村入用の全体、すなわち農民の公的負担一覧の書上であろう。雛形の冒頭は、三給（田沢氏・長塩氏の知行地と天領分）それぞれの高と反別が示されている。村方明細帳の雛形は村高と三給の高の部分のみで、以下省略されており、両帳とも三給別でなく一村としてまとめられたものであったことが分る。もち論、この

村方明細帳は巡見使に提出した控である。

新刊の『石川酒造文書』第一巻所載の本書は、全部で六九項目、非常に網羅的な調査である。しかしこのうち「御林 無御座候」のように、当村に無しと答申された項目が、二六項もあった。それらは次の通りである。

御林 秣場 溜井 糯米 古未進 堤 叭樋 池沼 漆  
かざ 蘭 年貢米 市町 虚無僧・座頭・乙女馬喰 磯  
多非人 獵師・座頭・鍛冶・浪人 造り酒屋 御朱印地  
堂宮 郷藏 追放者預り物 切支丹類族 御城米上納

組頭給 定使給 牛 古城跡 其外名高キ人屋敷址  
これらの中には、組頭給のように、のちの明細帳類に「被下置」のように記載が変じたものもある。

これら答申すべき項目は、ほぼ年貢地・高掛三役等諸役に続いて、近隣郷村・上水用水・加工農作物・職人他農業外生活者・寺社・市場・農間稼・村役人・戸数人口の順である。貢租に関連する事項が最も多く、重視されていることは当然として、畑作（大麦・小麦・粟・稗・芋・蕪・大根・蕎麦）、せんざい物（茄子・さげ）と並んで、茶・漆・蚕・蘭・染草の栽培の有無が質され、職人や市場の項目、あるいは虚無僧・座頭のような農業外の生活者で、農村風俗の変化と深くかわるとされた者の書上が要求されている。全体的には一八世紀以降の、基本的には商品経済の浸透による農村の変化の様相を、具体的に多様な形のままで把握

第1表 石盛と反取永  
(熊川村)

	石 盛	反永(文)
上 畑	10<9>	149<129>
中 畑	8<7>	119<113>
下 畑	6<5>	107< 97>
下々畑	<2>	< 61>
切 畑	<1>	< 46>
林 畑	2	18
野 畑	1	14
屋 敷	10<9>	185<185>

注 くく内は古新田分、林畑・野畑は辰高入分。宝暦10年(1760)村方明細帳による。

することを、この明細帳は一つの意図としていたのであろう。またこの年の巡見使派遣も、大きな目的をそこにもっていたことと思われる。

2 明和五年『村鑑帳』

三給村である熊川村の、天領分の村方三役より、代官伊奈備前守役所に提出されたものである。安藤博『徳川幕府県治要略』の解釈の様に、村明細帳が民簿で、村役人作成で代官所へ提出し、村方にも保管されるもの、村鑑は官簿で代官所から勘定所へ提出されたものという理解は、どの程度有効であるのか、ともあれ表題のみにより判定はできないが、本書の構成はかの『地方凡例録』の「村鑑大概帳之事」のそれとほとんど同様である。すなわち「認方は、村高・田畑反別、石盛を記し、検地時代・姓名を肩書にして」と『凡例録』の冒頭にあり、本書の最初の部分には、

村惣高五三四石五八三合(田沢氏、長塩氏給地入合高とも)のうち天領の高一六九石九一四合、このうち古新田四八石九三二合、武蔵野新田一六石一六七合を示し、ついで石盛(第一表参照、ただし宝暦一〇年明細帳による作表であるが、明和五年村鑑には例えば、上畑の石盛を二種併記するだけで、開発・検地年代の違いによることが分らない)を記し、その肩書きとして、

○本田御検地相知レ不申候

(後年書加カ) 寛文八申年 雨宮勘兵衛様

同 延宝元丑年 設楽孫兵衛様

○新田 元文元辰年 大岡越前守様

(後年書加カ) 「反高場」 延享五辰年 逸見出羽守様

と検地年代と代官名を明記している。さらに『凡例録』の記載順序と本書を対比すると(○内数字は順序、とんでいる数字は記事なし)、

① 用水引方

本田用水無御座候 (後年書加カ) 下草  
花・二ノ宮・小川・平沢村組合、玉川

より引申候

③ 物成諸運上

小物成 荏大豆、六尺給米・御伝馬宿  
入用・御蔵前入用、鮎運上

④ 家数人数 家数六〇、男一一四・女一一七・馬一五、定助・大助無御座候、羽村上水元御普請方様御通行之節人馬継立仕候

⑤ 農間稼 男ハ秣新刈、女は青梅嶋織申候

(町市場) 当村町場にて無御座候

⑦ 秣場 草苜場無御座候、川原芝地并田畑之間にて刈取申候、尤川原芝地芝永上納

⑥ 官林百姓林 御林無御座候、百姓林六反二畝一一歩二〇カ所、松雜木立

(渡船場) 玉川但石川、夏は舟渡し、冬は橋掛け申候

⑩ 米津出場 米之津出無御座候

⑧ 魚獵場 玉川にて鮎獵仕候

⑨ 御普請自普請 川除御普請所・叭樋堰無御座候

⑫ 村方豊窮 野方にて困窮の村方にて御座候

(巢鷹山) 御巢鷹山無し、

このように本書は、ほぼ村鑑大概帳の記事の順序にそつた構成をしており、代官所が村鑑作成の資料として、村方から提出させたものの下書であろう。もともと村鑑は毎年作成されたが、本書のような村方提出の資料は、村明細帳とともに臨時的な提出と考えられ、村鑑の史料的人格を明らかにする上で重要なことであろう。

箇条書の項目数(高・反別・石盛は一項目)は一九項、こ

のうち前と同様に「無御座候」とされたものは見取田畑 本田用水 町場 御林 米之津出 川除御普請所 叭樋堰 御巢鷹山 の八項目である。他はほとんど右に紹介した通りで、文章は簡潔である。

## 二 寛政一一年、一二年の明細帳

寛政一一年および、一二年と年記のある明細帳は四点あるが、いずれも同期の同内容のものと目される。4は「御料私領村内様子取調書上帳」とあり、6は「御勘定様御廻村ニ付村内様子取調書」と、成立の動機が表記されている。

なお福生村寛政一一年七月のものは「村方様子銘細書上帳」と、やや表題が似ている。これらのうち、研究史的に早く紹介された5を、まず検討する。

### 5 寛政一一年(熊河村明細帳)

昭和五五年一月、立川愛雄氏が報告された墨付き八枚のもので、表紙と後部が欠損し、第一・二紙も大きく破損しているため、年記・標題や差出・受取関係が当時不明であった。第一紙下部の残存部に「名寄帳ヲ用、守様御検地、当御代官所熊河村、江戸迄道法十里」とあり、仮表題の命名も熊河村を用いた。年代については、第二紙表に「畑六反九畝式拾壹歩、当未より亥迄五ヶ年季」とあ

り、当時立川氏は「惣村鎮守・礼拝大明神」の条に「宮守式部」とあり、野口泰道家の『家譜』を調べられて、二世式部重泰（永享一〇年没）、九世式部正章（寛永七年没）、一四世式部宗信（享保九年正月五日没）の三人の式部が記されているうち、三人目の宗信がこれに相当し、在職中で「当末年」に比定すべき年代を、正徳五乙未年と推定された。

この推定の手続きは、『新編武蔵風土記稿』の当該宮守欄に河内とあり、野口家『家譜』には「十七世河内正吉輝（文政七年四月一日没）」と年代の付合する記載があることをも傍証としており、右の二書を史料とする限り、妥当性をもつものであった。筆者は原物未見であるが、立川氏が当時全文を孔版で、しかも墨付き各紙の表・裏の記載まで明示した、細心な紹介をされているため、今回あらためて記載内容を検討してみることができた。

正徳頃の村明細帳はあまり多く残存していず、近隣では境村・栃窪村（ともに奥多摩町）と小川新田（小平市）に正徳三年のものが残るだけにすぎないことも、検討をそそった要因でもある。ところが第二紙表に「検見取、高拾六石壹斗六升七合 同新田、此反別九町式反五畝十式歩、石盛林畑式ツ・野畑壹、此取永壹貫五百七十式文」とあるのは、元文元年（一七三六）の大岡越前守検地による新田であるから、正徳五年（一七二五）の成立と矛盾する。また全体の記述種類が多く、後期のものを思わせること、農作栽培

品種に、大麦（弘法・はだか・秩父）、小麦（あみだ・ほそがら）、粟（はだか・白あわ・黒あわ）をあげ、元禄―正徳ごろ（一八世紀初頭）の西多摩農村の記事としてはやや多目である。そこで記載の各条項を他の村明細帳類と比較した結果、4 および 6（寛政一・二二年）に酷似しており、例えば数字の十・拾の混用のあり方もほとんど共通であった。

しかし前掲の「当未より亥迄五ヶ年季」の記載は、4 にあって 6 になく、5 の末尾欠損部分には、4・6 に貯穀の条があって「右ハ天明八申年より寛政十年迄拾壹ヶ年分」という記載や、差出日に「寛政拾壹未十二月」と明記してある。この未年を採るべきであろう。

したがって野口家『家譜』の記載と付合しないことになるが、この方の史料的性格の検討は後日を期したい。

4 寛政一一年一二月『御料私領村内様子取調書上帳』  
6 寛政一二年正月『御勘定様御廻村二付村内様子取調書上帳』

前述の通り 5 は欠損部分が大きく、残存記事が 4・6 と共通しているから、内容はこれによって同時にとり上げることとする。

両書の末尾には

右は関東御郡代御附御勘定様方、御支配所村々御廻村二付、村方様子御調被遊書上候処、書面之通御座候、とあって、この書上が作られた経緯が分る。関東郡代はは

じめ勘定奉行の支配下にあり、天明四年（一七八四）以降は老中に直属する役職となった。しかし寛政四年（一七九二）伊奈忠尊が罪を問われて免職され、当時は勘定奉行が関東郡代を兼務していた。「関東御郡代御付、御勘定様方」と廻村の役人と呼んでいるのは、こうした事情を指している。

4は右の引用のあと、差出日（未十二月）・差出書（熊川村三給各村役人計一人）・受取書（伊奈友之助役所）があつて終るが、6にはさらに

右之通相認、十二月五日出立、六日江戸着不成る故、七日ニ帳面・絵図式枚差上、八日ニ相済ミ申候、尤御直シ有之候通りニ候間、此趣にて可申立也

申（寛政十二年）正月十四日改写

と提出までのことを補記し、貯穀取調等記事と「真福寺ニ有来書物之写」（慶長一四年半沢覚園坊あて令旨）をあわせて伊奈友之助役所に書上げたらしく、その写（寛政一二年二月付、真福寺半沢坊と名主の差出）が記され、提出の事情と覚園坊の令旨を寺社奉行が「別而御念入御覽有之候」と後記してある。この部分は直接、村明細帳とは関わらないであろうが、6の末尾には定免高内訳と反取控とが記してある由である（『石川酒造文書』第一卷二四八頁以下）。

なお福生村の寛政一一年七月『村方様子銘細書上帳』（横田寿照家文書）には、

右は此度御郡代附御勘定頭取衆、并御勘定様方、其外御廻村ニ付、御箇条をもつて御糺被成候間、御答へ申上候処、書面之通り相違無御座候、右之外隠置候ハ、何様之御吟味ニも仰付けらるべく候

とあり、あて書は「伊奈友之助様御手代、中村条助殿」となっている。熊川村のものより半年前の成立で、書上げられた項目にも差異があるが、書上の事情はほぼ共通するものとみてよいであろう。

項目数は六六項であるが、「無御座候」とだけ答申した項目は、

御林 並木之類 御普請所 自普請所 米之津出 掃除場 分限成もの 名所古跡古城跡 医師 神子 警女座 頭鉦打之類 渡世も不相成もの 御蔵 酉年（寛政元年）以来之破免 忠孝者 寄特もの 勝れ候幼才ものの一七である。他は項目の中での有無を分けて書くなど、一般に詳細な記述をしているのが、特徴的といえる。例えば玉川については、

一村方玉川附、但石川にて、川巾凡三拾間程、福生村境にて山里往来渡舟「場道、船頭式人ツ、有」渡来申候、水深キ処は五六尺も有之、浅キ所ハ老尺余御座候、百姓内にて農業之間鮎獵渡世致候者も御座候、水元は甲州多波山谷々より出、村下流行致、荏原郡羽根田にて海へ入申候、川丈凡三拾里余、村下通航は「押立村迄参候由ニ御

### 座候「無御座候

と、川幅・川丈・深度と流路のほか、渡舟と船頭、農間鮎  
狹渡世や通船に及んでいる。(もっとも通船については押立村  
まで有りとする記事が見せ消となっているがその理由は不明。冥  
加金の賦課を避けたものか)。

項目の並び方は、高反別の記載のあと小物成、近隣町村  
と市場、道川、畑作と肥料、並木・林・用水、諸掛り物、  
薬種砂石鳥獸、救荒食、農間稼、寺社祠堂、家数人別、医  
師・宗教者・職人・商人、貯穀・村入用、長寿その他の順  
である。宝曆・明和期より一段と進んだ変化が、調査項目  
からも察せられるが、特に夫食に関する項目(畑作栽培種  
目、害獸、肥料、飢饉時の食草とか、貯穀等)、孤独・  
廃疾・長寿者等の書上が増加したことは、天明の大凶作期  
を経たこの時期の書上の特徴でもあろう。もっともこれと  
並んで寺社や小祠の調査は靈宝・縁起に及び長文の記事で  
あるのも、寛政期の特徴といえるであろう。

### 三 文化元年・同一三年の書上・明細

#### 7 文化元年三月『御尋ニ付書上帳』

本書はいわゆる村明細帳の類に加えるべきではないかも知れないが、代官所からの特定事項の糺しに対して書上げたものである。表紙には

御検地御水帳之有無并寛政元酉年より同三亥年迄損地之

### 有無、御尋ニ付書上帳

とあり、内容は天領分についての高と石盛に「御検地人様  
年号等、古来焼失仕候申伝のみ、相知不申候」と肩書きさ  
れ、元文元年(辰高入)武蔵野新田の高・石盛、寛政元年  
の家数・人数を書上げ、さらに寛政元年(一七八九)より  
同三年までの起返地・川欠・押埋、石砂入の有無、および  
上知についての尋ね(いづれも無御座候)である。

項目数もわずかに限定された小冊の控であるが、  
寛政一二年『村内様子取調帳』に武蔵野新田大岡越前守  
の検地年を寛文元辰年(正しくは元文元年)とあるのを、誤  
記のまま引用しており、石川酒造文書のそれを下敷にした  
と考えられる。もっとも寛政元年の戸口や、地目変更につ  
いての調査・答申例は前書にない点である。

#### 8 文化一三年六月『村方明細帳』

本書も本新田・武蔵野新田の高・石盛の記載に続いて、  
二一項目の書上であるが、そのうち

両毛作 本田用水 見取田畑 御林 米津出 御普請所  
助郷 宿場 市場 御巢鷹山 城跡

の一一項目までが「無御座候」と答えている。両毛作の尋  
ねはこれ迄になかったものであるが、書上の内容もごく簡  
潔な小冊である。特に目立った新しい記述はないが、玉川  
について「川幅三拾間余、夏は舟渡シ、冬は橋懸申候」と、  
冬期の架橋が記されるようになった。また



村柄皆畑にて、困窮之村方ニ御座候

と、村方困窮の原因を、耕地が畑のみであることに寄せている。寛政期の取調帳では、

村内平地、野方統キ土地悪敷、畑之外打開キ候場所無御座、川向山より出候哉、猪鹿多出畑作喰荒シ申候、一体村柄困窮之村方ニ御座候

と、猪鹿などが畑作を荒すことに困窮の原因があるとしていたのである。微妙な変化かも知れないが、書上げの仕方が異質になったようにみえる。

#### 四 天保七年書上および天保・明治の田沢氏領明細

##### 10 天保七年『村高并四品渡世書上帳』

本書もまた特定事項のみの書上であって、一般の村明細帳のような多様な内容ではない。三給分全体の村高(五三二石五九二合)・家数一四四軒・人別六二人を記したあと、四品商とよばれた在郷商人の名面と、その業種・開業年とが記載されている。

中期以降、在方の貨幣経済の進行とともに、村々に派生してきた商人のなかには、質屋・古着屋・古鉄商、あるいは刀拵・研師・煮売屋・居酒屋など地域や身分的風俗とかかわり、渡世人的な商人組織を強固にもとうとする業種など、いずれにせよ警察的な監視を要するものがあつた。村

によりその種別によって八品商・四品渡世などと呼ばれていたが、本書に収められた商人は、居酒屋渡世三人、酒小売渡二人、煮売渡世二人で、髪結・湯屋・大小拵研屋・腰物類売買などは存在していない。書き出された商人は、すでに四五年・四〇年以前など寛政年間から開業している者もいた。当時の戸数一四四軒、そのうち農業一派の渡世は九二軒にすぎず、五二軒が何らかの農間商や職人であり、特に本書に書上げられた商人は六人であつた。

##### 11 天保一四年『村方明細帳』

##### 12 明治元年『村方明細書上帳』

前者は熊川村を分給支配した旗本田沢氏の支配地名主から、地頭Ⅱ田沢氏の役所あてに提出された、旗本領熊川村の明細帳である。一〜三節でこれまでとり上げた明細帳類は、三給地にわたる記述は惣石高や市場への里程、隣村や交通・渡船等の共通の事実のみであつたが、本書は田畑反別の記述にしても、はじめに惣石高五三二石五九二合の三給内訳を示し、田沢氏の知行高二四四石六七八合(皆畑、田は古く川欠になって以後上納米なし。二五畝一八歩)についての反別が記されているから、幕領にはない新畑とか御屋敷跡御林という地目も出てくる。

本書は昭和五四年一月、福生市古文書研究会が『武州多摩郡熊川村検地貢租関係史料集』(福生市古文書研第一号、孔版二百部)に復刻して収めてあり、以下これによる。耕地

は 反別記載のあと四〇項目が並び、例によって「無御座候」  
 鉄炮 染草 市場 穢多非人 獵師 造り酒屋 朱印地

第2表 — (1) 幕領分反別と石高構成 (宝暦10年, 1760)

	本 畑		古 新 田		辰 高 入	
	町 畝・歩	石 合	町 畝・歩	石 合	町 畝・歩	石 合
上 畑	2 79.00	27,900	47.12	3,816		
中 畑	3 16.09	25,304	87.08	6,108		
下 畑	2 79.26	16,920	2 96.29	14,841		
下々畑			9 00.19	18,012		
切畑			30 00.29	30,920		
林畑					6 91.09	13,826
野畑					2 34.03	2,341
屋敷	38.21	3,870	68.09	6,177		
計	9 13.26	73,994	43 33.16	79,874	9 25.12	16,167
合計					61 72.24	166,165

第2表 — (2) 田沢氏支配地反別構成 (天保14年, 1843)

	反 別	寺・宮免	残 而	石 盛	反 永
	町 畝・歩	町 畝・歩	町 畝・歩		文
上 畑	6 44. 6	×68.20	5 75.16	9	130
中 畑	13 86.11	×32.00	13 54.11	7	100
下 畑	11 41.09	°26.29	11 14.10	5	90
下々畑	2 98.08	13.01	2 85.07	4	70
新 畑	2 42.03	△10.08	2 31.25	3	40
上 畑	38.14			9	130
屋敷	3 67.09	(^24.09 ^19.14)	3 23.16	9	130
見取(山畑)	12.05				40
田	10.14				70
田	25.18			—	—
計	41 66.07	1 94.21	38 84.25		

記号 ヤ屋敷地上畑, ×寺免, ○宮免, △伊勢原免除地, ハ御屋敷跡御林, テ寺屋敷御除地

郷倉 助郷 牛 古城跡屋敷跡  
 の一項目、そして家数の記入がなされていない。人口二  
 〇四人から推して四〇戸ほどであろう。

後者は明治元年一月に品川県古賀一平役所あてに、熊川村のうち三郎右衛門組（元田沢鑄太郎知行処分）の百姓代・組頭・名主の三役から提出されたもの。拝領高は二四四石六七八合で裏高は、二九二石五四二合一九才（前者には石高の記入なし）、この畑永の納辻は三九貫八三三文五分五厘となっている。すべて一八項目、うち

溜り井池 草刈場 御林 鳥獣獵師

の四項が無御座候とあり、「加助郷、羽村御上水仕掛人足差出申候、其外隣村村々へ御伝馬継立仕候」の記事と、「御国役御普請所御座候」の記事が、これまでになかった記載である。助郷については、文化一三年（一八一六）「村方明細帳」の例では、

一定助大助等無御座候

一人馬継、御上水方御懸り様方御上下并ニ御用状等、福生村砂川村へ継来り申候

とあり、寛政一一年も文章は異なるが同意である。幕領も旗本領もこの点で同じで、右の加助郷は上水方役人への伝馬継立のみと解すべきであろう。

戸籍・人口については第三表に示したとおりであるが、戸籍と人口の比が幕領では三・七から四・一、これに対し田沢氏支配地（明治元年）は五であって一戸当り人数が、旗本領の方がやや高い。天保七年は全村で一四四戸・六二四人で四・三であり、明治二一年では同じく一六三戸・八

第3表 戸籍・人口の変遷

	幕府領					旗本領		
	宝暦10	明和5	寛政元	寛政12	文化13	寛政12	天保14	明治元
A 家数 (戸)	61	60	61	61	62	46	—	42
男 (人)	121	114	—	116	115	90	106	106
女 (人)	128	117	—	116	126	102	98	104
B 計 (人)	249	231	226	232	241	192	203	210
B/A 1戸当り	4.1	3.9	3.7	3.8	3.9	4.2	—	5.0
馬 (匹)	15	15	—	12	13	14	8	9

注 人数には僧尼・道心などを含む。ただし家数に社寺は含まず。

八五人であるから一戸当り五・四人となる。もっとも明治元年の旗本領の書上には、家数・人数とは別項に「一外二百姓潰家六軒御座候」とあり、すでに退転している戸口が計算に入っていない。

### 五 産業関係 記事の比較

熊川村の村明細帳類のうち、コピーなどを含めさまざまな形で手元集ったものを通覧した。いづれも明治維新期にいたる約一〇〇年余りの間の記録であり、ここであらためて、生産力の向上なり、

商業的農業の展開や農村手工業の発展といった、近世後期の主要テーマの一つに接近するための記事を、もう一度ふり返ってみることとする。しかしその内容は非常に乏しい。記載事項が少く、記事そのものが簡単であるのみならず、この地方のもつ歴史的・自然的条件からくる、生産力水準の低さによるものであるうか。領主がわが把握しようとした意図は、書き上げさせた事項で分る訳であるが、これまでみてきたように「無御座候」と答えた多くの事項のなかにも、このことを推測させるものがあつた。

いわゆる産業の発展に関する資料は、貢租関係の記事からも拾うことができるが、ここでは栽培作物・栽培技術・農間稼ぎ・商業品作物・加工業等に関して、記事を比較してみることとする。もつとも明細帳によって精粗さまざまであり、明和五年・文化一三年・明治元年のものは、右のうち農間稼ぎに関する記事のみである。まずこれを見ておこう。

一 農業之間、男ハ御年貢地之内ニテ秣・薪取申候、女は青梅嶋織申候（宝曆一〇年）

熊川村には入会の秣場がなく、堆肥・緑肥等や馬の飼料ともする秣、あるいは薪の類は多摩川べりの河原あるいは百姓林で調えなければならなかつた。薪も同様で、馬が比較的多い（第三表、さらに旗本長塩氏領分の数値が加わる）村方であるのは、駄賃稼ぎのほか江戸や八王子への薪炭の付

け出しが行われていると思われる。さて、男―秣・薪、女―青梅嶋織りという農間稼ぎの記載は、後年までほとんど変化がない。寛政一二年・文化一三年には「女ハ養蚕致し」が入るようになるが、宝曆一〇年には別項目ですでに「蚕少々」とある。天保一四年は「女は青梅嶋・黒八丈織申候」となり、明治元年には男が薪作のみ、女は蚕と諸織物とあるだけである。とくに養蚕（製糸にも発展する）・織物の生産について、量的な面は明細帳のみでは押えにくい。なお寛政一二年の玉川の条に、「百姓之暇ニテ農業之間、鮎狐渡世致候者有之」とある。農間稼ぎにしても、人数の記載はなく、職人・商人より不定であつたと思われる。

肥料は秣のほか、こぬか・下ごえ（肥）を「江戸より買上げ申候」（宝曆一〇年）とあり、「こぬか一反ニ一俵位、下肥は有合ニ遣申候」（寛政一二）と、使用量にふれている。なお一般的にひろく用いられたと思われる灰が、どれにも出てこない。福生村享保一九年のものには、こぬか・長わら・灰・下ごいの四種を江戸で買調えるとある。

畑作物についても余り変化はない。大麦・小麦・粟・稗・芋・蕪・大根・蕎麦（宝曆一〇年）とあり、寛政一二年には「五穀之外、大根・蕪・芋・蕎麦・荏」とあつて、荏胡麻が登場する。栽培品種については、わずかに寛政一二年に次の三種のみの記載がある。

大麦——弘法・ちぶ・はだか

第4表 熊川村物産  
(明治21年)

	品目	生産高	
米	米	182石175	
	もち米	11石05	
	陸	14石8	
	陸もち	48石3	
	大小	365石5	
	はだか	142石45	
雑穀・畑作	あひ小	104石55	
	わえ豆	14石5	
	大豆	60石62	
	ばう豆	36石75	
	えんどう	65石55	
	だいこん	52石55	
	さいたまい	8,510貫	
		13,430 "	
	加工品	藍製番	1,595 "
		葉茶	280 "
茶		75 "	
いと・まゆ	まゆ	98石	
	ま	22貫	
	くず	20 "	
	生の	88 "	
	し	9 "	
	玉生	2 "	
	皮 芋	20 "	

注 清酒・焼酎・木綿織・竹・薪・年魚(あゆ)は項目のみで生産高の記載なし。

小麦——あみだ・細がら

粟——はだか・白あわ・玄あわ

寛政十一年の福生村「村方様子銘細書上帳」をみると、(大麦)五割麦・六角麦、小麦は阿弥陀寺、稗は鈍穂、粟は谷渡り、その他いご芋をあげている。小麦のあみだと阿弥陀寺は同品種であろうが、他は比較できない。自然条件に大きな差異が認められない隣村同志であるから、恐らく他にも同種のものがあるものと思われる。

せんざい(前栽)物はいわゆる野菜であり、畑作にあげられていた栽培品が穀物類または蕪・大根・芋等のかて(糶)物であるのに対し、畑に植えつけるには無駄なものとみられがちであった。宝暦一〇年と天保一四年に、なす・ささげの二品が書かれ、天保の方には「年寄遣に少年作り申候」とあり、少量で商業用にも、貢租品生産の障害

になる程の量にも達しないことを示唆している。

ちなみに『西多摩郡村誌』に記載された物産を第四表に示す。これには生産額が石高または貫目が入っており「村内食料ニ用儘ス」としてあるのがほとんどである。農産加工品はその記載なく、まゆには「八王子駅エ輸出、或ハ村民操用ス、生糸は「八王子駅へ輸出ス」とある。

次に最寄市場としては、三里五丁の五日市(市日五・一〇)、三里の青梅(同二・七)、二里の八王子(同四・七)があり、万買物に江戸・八王子、売物には江戸・八王子・五日市とある(宝暦一〇)が、買物のとき五日市・青梅が、売物に青梅が書き出されていない理由は分らない。市場の性格があるのだろうか。御示教をまちたい。

寛政一二年には「五日市にて穀物等其外商」の在方商業を営む田沢領の百姓二人、「市庭へ古着商」の長塩領百姓

二人が記されている。なお市場との関係は不明であるが、酒齋麦商が幕府領百姓二人、塩肴商が田沢領百姓の二人で、当時在方商人が熊川村には八人も居たことになる（福生村は五人）。

在方職人について、宝曆一〇年は大工一人、寛政一二年は大工三、木挽一・桶屋一を、天保一四年には木挽一・萱葺屋根屋六人の名を挙げている。天保一四年に大工が一人も付け出されていないのは疑問であるが、かや葺き屋根職人が六人も付け出されていることも注目される。

### むすび

十分な準備を経ずに熊川村の村明細帳類の内容を通覧してみた。産業関係記事については、特定項目を拾いながら時系列的に見ようとしたが、なお不徹底である。関連の他の史料を見出して、さらに他項目の分析を進めたい。

なお今回取りあげなかった福生村の明細帳二種についても、熊川村とはかなり様相の違った記載がみられる。改めて福生村との比較考察する期を得たい。御教示をまつ次第である。

以上

(きたはら・すすむ 史史編集専門委員・立正大学教授)